

教育委員会定例会日程

平成22年12月16日

1 開 会

2 前回の会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 市議会12月定例会の概要について (資料1 学校教育部・生涯学習部)

(2) 平成22年度西湘地区教育委員会連合会の視察研修について

(資料2 教育総務課)

(3) 小田原城址公園の植栽管理計画の推進を求める要望書について

(資料3 文化財課)

(4) 「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の白紙撤回を求める陳情書の取り下げについて

(資料4 文化財課)

(5) 小田原城址の史跡と緑の共生を求める陳情書について (資料5 文化財課)

(6) 第12回城下町小田原ツデーマーチ開催結果について

(資料6 スポーツ課)

5 議事

日程第1

議案第22号

小田原市市民学習フロア条例施行規則を廃止する規則 (生涯学習政策課)

日程第2

議案第23号

平成22年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について (教育指導課)

日程第3

議案第24号

平成23年度全国学力・学習状況調査への参加について (教育指導課)

5 協議事項

(1) 平成23年度学校教育の基本方針(案)について (資料7 教育指導課)

6 閉 会

平成22年12月市議会定例会の概要について

第 1 日目	11月25日	木	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明、 細部説明
第 2 日目	11月26日	金	(休 会) (議案関連質問通告) (一般質問通告)
第 3 日目	11月27日	(土)	(休 会)
第 4 日目	11月28日	(日)	(休 会)
第 5 日目	11月29日	月	(休 会)
第 6 日目	11月30日	火	・質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第 7 日目	12月 1日	水	(休 会) 建設経済常任委員会
第 8 日目	12月 2日	木	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	12月 3日	金	(休 会) 総務常任委員会
第10日目	12月 4日	(土)	(休 会)
第11日目	12月 5日	(日)	(休 会)
第12日目	12月 6日	月	(休 会)
第13日目	12月 7日	火	(休 会)
第14日目	12月 8日	水	(休 会) (委員長報告書検討日)
第15日目	12月 9日	木	・各常任委員長審査結果報告・採決 ・請願・陳情審査結果報告・採決 ・一般質問
第16日目	12月10日	金	・一般質問
第17日目	12月11日	(土)	(休 会)
第18日目	12月12日	(日)	(休 会)
第19日目	12月13日	月	・一般質問
第20日目	12月14日	火	・一般質問

厚生文教常任委員会（教育委員会関係）

平成22年12月2日開催

1 議 題

議案第84号 平成22年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

陳情第96号 「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の白紙撤回を求める
陳情書〔継続審査〕

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・第12回城下町おだわらツデーマーチ開催結果について

（2）要望書の報告

- ・小田原城址公園の植栽管理計画の推進を求める要望書
- ・要望書（植栽管理計画に関する）

※ 平成22年12月3日開催 総務常任委員会（教育委員会関係）

1 議 題

議案第87号 小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

議案第88号 小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の白紙撤回を求める陳情書

【陳情趣旨】

小田原市教育委員会は本年5月31日、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」を策定し、発表した。

植栽管理計画はその基本理念の中で、市制の節目に再建、整備してきた天守閣、常盤木門、住吉橋、銅門や馬出門等を近世小田原城を代表する城郭建築として位置づけ、これらの城郭建築がどこからでも眺望できることこそ史跡としての景観の回復であるとして、「8箇所のビューポイントを設定し、ここから天守閣や常盤木門等の視界を遮っている樹木の伐採等については、史跡整備を待たずに早急に行う必要があるため、短期実施計画として位置づけ、概ね5年間の計画で樹木の整理を実施する。」と述べている。

もし、この短期計画が実施されれば、城址公園から松の古木やクスノキ等の大樹300本近くが消滅し、城址公園の深い緑の大半はなくなってしまうであろう。

天守閣広場やその法面からは、松52本、クスノキ32本等、合計97本もの樹木が伐採され、数本の桜と常盤木門南西の松の老木が残るのみであり、広場の木陰はことごとくなくなってしまうだろう。

城内臨時駐車場として使われている御用米曲輪も北東側土塁上のクスノキの大樹40本がその他の樹木30本とともになくなれば、旭丘高校校舎のコンクリート壁がむき出しに見えてしまう。

南曲輪では、郷土文化館北側のクスノキと松の巨木、東側のクスノキと杉の大樹がなくなり、図書館を取り囲むように茂っている14本のクスノキと杉も伐採されてしまう。まわりの緑をうしないコンクリート壁の図書館の背後に、やはり周囲の緑をうしなった天守閣や常盤木門が遠望される景色を眺めて、市民や観光客は喜ぶであろうか。

旧城内小学校のあった二の丸主部では、松32本、クスノキ21本、その他11本が伐採もしくは相当の枝下ろしをされることになっている。学橋をわたるときに右手にそびえるクスノキの深い緑は、もはや堀の水面に葉陰を映すこともないほど無惨に枝下ろしされてしまうだろう。

御感の藤の横、お茶壺橋を渡り、すぐ右手に見えるクスノキの大木も正面に見える5本の松の古木も、天守閣や常盤木門の視界を遮るとの理由で伐採されてしまう。

松やクスノキの緑に見え隠れしていた天守閣や常盤木門。もはやこのような風情はなく、城址公園の深い緑は無くなってしまう。「植栽管理計画」というより、「植栽伐採計画」とよぶのが妥当であろう。

【陳情項目】

私たちは以下の理由で市の「植栽管理計画」の白紙撤回を求める。

- 1 天守閣や常盤木門等への眺望を確保するためだけに百年以上も樹齢のある松、クスノキ等の樹木300本近くを伐採することは市民の憩いの場である城址公園の貴重な緑を奪うことであり、容認できない。

2 本市の重要な観光資源でもある小田原城址から深い緑を奪うことは、その観光価値を台無しにするものであり、容認できない。

3 城址の緑がいかにあるべきかは、街づくりの重要なテーマである。十分な判断材料を市民に提供し議論すべきなのにそれがなされていない。

平成 22 年 9 月 8 日

小田原市議会議長

今村 洋一 様

小田原城址の緑を守る会

小田原市久野 3487-6	鈴木 志真夫	㊞
小田原市柳新田 79-10	阿部 正	㊞
小田原市十字 4-1033	飯田 和	㊞
小田原市城山 3-22-10	井上 園子	㊞
小田原市城内 2-16	宇佐美 裕子	㊞
小田原市栄町 1-11-2	大垣 博正	㊞
小田原市浜町 3-1-12	大南 勝彦	㊞
小田原市早川 3-6-3	小田 淳	㊞
小田原市南町 4-9-33	角田 幸子	㊞
小田原市早川 858	笠木 昭夫	㊞
小田原市板橋 932	川添 猛	㊞
小田原市南町 3-1-52	小西 絢子	㊞
小田原市本町 4-2-48	小西 紀子	㊞
小田原市扇町 2-7-7	宍倉 正弘	㊞
小田原市栢山 2807	杉本 久雄	㊞
小田原市久野 3487-6	鈴木 加代子	㊞
小田原市早川 2-13-16	鈴木 英之	㊞
小田原市酒匂 2-42-3	常盤 欣二	㊞
小田原市本町 2-7-11	樋口 信雄	㊞
小田原市寿町 4-21-21	日比野 正男	㊞
小田原市板橋 617-2	二見 彰彦	㊞
小田原市城山 3-14-14	益田 昌子	㊞
小田原市城山 4-1-11	松本 茂	㊞
小田原市城山 1-4-1-703	三浦 雅彦	㊞
小田原市城山 4-4-5	山際 丈治	㊞
小田原市城山 1-24-20	米山 峰夫 (夢枕 獏)	㊞

平成22年小田原市議会12月定例会

議案関連質問 11月30日

質問順 2 5 番 木村信市

- 1 議案第87号 小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び議案第88号小田原市部等設置条例の一部を改正する条例について
- (1) 条例制定及び改正の目的に関して
- (2) これによりスポーツ及び生涯学習・文化等の振興策がどう変わるのか

※ 議案関連質問 (学校教育部・生涯学習部)

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
木村	1	市長	スポーツ・文化施策と地域振興等に関する施策を一体的に推進する必要がある施策とは、例えばどのようなものか。	改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成20年4月に施行され、スポーツ・文化については条例を定め、市長部局に移管することができるようになったのは周知のとおりである。これまで、教育委員会では、各種スポーツ・文化施策を推進、支援してきたが、例えば城下町おだわらツアーマーチや小田原城茶会、或いは、白秋童謡の散歩道整備事業などは、観光、商業などとの連携により、多くの人を小田原に呼び込み、小田原の個性と魅力を内外に発信できるものである。スポーツ・文化の振興による地域活力の充実や交流人口の拡大については、教育行政の枠を超えた取組みが求められており、小田原の魅力をより一層高め、まちの活力を生み出す政策として、市長部局が包括的に進めていくことが望ましい、と考えている。
木村	2	市長	スポーツ・文化に関する事務を市長の権限とすることにより、それぞれの振興策がどう変わるのか。	スポーツ・文化は、実態として、教育委員会の枠を超えて市民社会の中に浸透している活動である。今後は、これまでの教育委員会における取り組みをしっかりと引き継ぎながら、市民がスポーツ、文化に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、まちづくり施策との一体的な推進を図ることによって、事業そのものに拡がりや厚みが増し、地域における様々な活動を充実させるとともに、より一層の交流人口の拡大につなげることができる、と考えている。

木村	3	市長	生涯学習部の名称を文化部と置き換える目的は何か。	第5次小田原市総合計画においては、「希望と活力あふれる小田原」をまちづくりの目標の一つとして掲げている。政策の方向としては、小田原が誇る歴史文化資産の継承・発展と市民の創造的な文化活動を活発化させることによって、小田原を舞台にさまざまな交流が生まれるまちづくりを推進してまいりたい、と考えている。このような小田原の文化政策を一元的に担う組織として、文化部という名称を冠したものである。
木村	4	市長	学習活動を行う市民の自由な権利が一段と豊かに保障されることが重要であるが、その点はどこに見えるのか。	市民のスポーツ、学習、文化活動が様々な形で広がっていくことは大変重要であると認識しているところである。これからは、様々な生涯学習活動によって学んだ成果を、地域の課題解決やまちづくりに生かし、市民自身がまちづくりの担い手となっていただくことが一層求められてくると考えている。そうした市民の主体的な活動がしやすい環境づくりについて、これまで以上に意を用いてまいりたい。
木村	5	市長	2つの条例が制定されると、教育長の仕事は格段に減ると考えるが、市長と教育長はどのように認識しているか。	学校における体育を除くスポーツ、文化財保護を除く文化に関する事務の権限は、市長に移管されることとなるため、その分の教育長の業務は減少するものと認識している。しかしながら、今回の組織改編では、教育委員会と市長の役割分担を改めて見直し、教育委員会には、学校教育に重点的に取り組んでいただき、様々な課題を抱えている学校現場にしっかりと対応していただくことも一つの狙いとしているところである。また、生涯学習、社会教育、文化財保護などについては、教育委員会が文化部等の市長部局職員に補助執行させることとしており、教育委員会の権限であることに変更はない。教育長には、新たな形となる教育委員会の事務を、責任を持って執り行っていただきたいとお伝えしているところである。
木村	6	教育長	スポーツ及び文化に関する事務が市長部局に移管されることで、教育委員会の所管事務の範囲が格段に減ると思うが、教育長の見解を伺う。	スポーツ及び文化に関する事務を市長部局に移管することにより、市民がスポーツ、文化に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、まちづくり施策との一体的な推進を図ることによって、事業そのものに拡がりや厚みが増し、地域活力の充実や、より一層の交流人口の拡大につながるものと思っている。確かに、市長部局に移管されることで教育委員会の担当する事務は減ることになるが、今回の組織改編により、いじめや不登校、学力の向上、支援教育の充実など複雑多岐にわたる学校を取り巻く課題にこれまで以上にしっかりと対応することが可能になる。今後も市長部局との連携を密に取りながら、新たな形となる教育委員会の事務を責任をもって遂行してまいりたいと考えている。

平成22年小田原市議会12月定例会

一般質問 12月9日～14日

質問順 3 18番 植田理都子

- 1 図書館の運営について
 - (1) 図書館運営の現状から
 - (2) お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情の採択に関連して
 - (3) 図書館の充実に向けて

質問順 4 25番 原田敏司

- 1 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画について
 - (2) 複数の専門家に見てもらい、意見を伺うことも肝要ではないか
 - (3) 市民への十分な説明と意見聴取、そして合意形成が必要不可欠ではないか
- 4 富士見小学校の放課後児童クラブについて
 - (1) 富士見小学校に空き教室が確保できる見通しはあるか
 - (2) 隣地の元県有地の所有者と交渉し、その土地の一面にプレハブ等の施設を建てることなども検討すべきではないか

質問順 7 7番 大村 学

- 1 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画について
 - (1) 本計画の内容に対する市長の考えを問う
 - (2) 市民の反応やTBSテレビ放映について
 - (3) 文化庁の考えについて
 - (4) 他の条例や基本計画などとの整合性について
 - (5) 今後について
 - (6) 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想について

質問順11 26番 関野隆司

- 4 本市の小・中学生の不登校・いじめ等に対する対応について
 - (1) 不登校・いじめの現状とその要因をどの様にとらえているか
 - (2) 本市の対応
 - (3) 今後の対応策

質問順12 17番 志澤 清

- 3 教育問題について
 - (1) 少人数学級への対応について

質問順13 5番 木村信市

- 1 文化・スポーツの振興に関して
 - (1) 文化・スポーツ活動、生涯学習をどう支援するか
 - (2) 学校施設等の地域開放について
 - (3) 「市立小・中学校プール」の維持管理、活用について

※ 一般質問 (学校教育部)

議員	No	答弁	質問要旨	答弁要旨
関野	1	教育長	不登校・いじめの現状とその要因をどの様にとらえているか伺う。	<p>平成21年度の不登校者は、平成20年度と比較すると、小学校は増加、中学校では減少している。小学校の増加は、これまで、家庭から病欠と連絡を受けていた欠席者についても、教職員が不登校の視点を持って広く支援していこうと考えたことによるものと捉えている。しかし、全国・県と比較すると本市の不登校出現率は高く、大変憂慮すべき状況であり、不登校の解消は喫緊の課題である。平成21年度のいじめ件数は、小学校33件、中学校35件と、平成20年度と比較すると小学校は増加、中学校は減少している。県と比較すると認知件数は低い。しかしながら、各校において、未然防止に取り組むとともに、早期発見に努め、適切な指導により、一日でも早く解決しなければならないものと考えている。不登校やいじめの要因については、核家族化や家庭の教育力の低下、地域の絆の希薄化、情報化社会の影響などの社会環境の変化が子どもたちに与える影響が大きいと考えられる。その中で、家庭における生活の乱れにより、心の安定を欠いたり、学校生活に負担を感じてストレスを抱えたりする子どもたちも多い。また、子どもたちのコミュニケーション能力の低下も一因と考えられる。</p>
関野	2	教育長	本市では、不登校・いじめにどのように対応しているか伺う。	<p>不登校・いじめの対応については、各学校では、子どもたちへのきめ細かい関わりを重視し、教育相談の機会を増やし、悩みなどの相談を行ったり、家庭との連絡を密にしたりしている。また、教育相談コーディネーターを中心とした組織的な対応や関係諸機関と連携するなどの対応をしている。不登校の対応については、教育委員会では、平成20年度からの不登校対策強化事業を推進し、未然防止や早期対応を各校に依頼してきたところであり、各小・中学校を教育相談員や指導主事が訪問し、不登校の現状の聞き取りと支援を行うとともに、中学校4校に訪問相談員を派遣し、生徒及び家庭への支援を行っている。また、教室に入れない子どもたちの居場所として、各校に校内支援室を設置するほか、一緒に学習に取り組んだり、悩みを聞いたりする個別支援員を派遣している学校もある。なお、今年度はその効果的運営を研究するため、中学校2校に校内支援室指導員を派遣している。いじめの対応については、教育委員会では、教育活動全般を通じて良好な人間関係づくりを構築して仲間を思いやる心、仲間を大切にすることを育むことが、いじめを減少させる原動力となると考えている。各学校に対しては、日常的に子どもの変化を見逃さないように留意し、アンケート調査を実施するなどして早期発見に努め、当該の児童・生徒に対しては、きめ細かな教育相談の実施等を依頼している。併せて、児童・生徒指導研修会を開催するなど、教職員のいじめに対する意識を高め、資質向上に努めている。また、教育相談電話を教育委員会内に開設するほか、各中学校区に1名のスクールカウンセラーを派遣するとともに、小学校5校にハートカウンセラーを派遣し、児童や生徒の悩みや保護者の相談に対応している。</p>

関野	3	教育長	<p>不登校・いじめについて、30人学級や教員を増やすことが必要であり、カウンセラーの先生や専門家を増やし、各校に配置するなどを強める必要があると思うが、今後の対応策について伺う。</p>	<p>不登校の対応については、これまで実施してきた不登校対策強化事業に加えて、今年度から始めた民間施設関係者や高校関係者も参加していただいたの不登校対策会議や、不登校経験者の話を聞く会を今後も開催し、地域との連携、NPOや関係諸機関とのよりよい連携のあり方を検討していきたいと考えている。また、訪問相談員やカウンセラー等の派遣が、学校の支援体制の中でより効果的なものとなるよう考えていきたい。いじめについては、早期発見が大事であると考えており、そのためにも、児童生徒にアンケート調査を行ったり、様々な調査の中に人間関係の実態を把握できる項目を盛り込んだりするなどしている。そして、子どもの心の変化を見逃さないようにし、その変化に対したきめ細やかな教育相談等を行うとともに、教職員が一体となって、いじめを許さないという意識を高め、保護者や地域との連携の下、指導にあたることが大事であるとする。ご指摘の30人学級の実現や、教員等を増やすことは、不登校やいじめの問題を少しでも解消するために重要なことであり、これまでも国や県に働きかけてきたところであるが、30人学級の実現や教職員の増員について、引き続き要望してまいりたい。</p>
志澤	4	教育長	<p>国は少人数学級を提唱しているが、それが実施された場合、先生の人数、教室数は十分なのか伺う。</p>	<p>国は、平成30年度までに小・中学校すべてにおいて少人数学級を実施する計画を示している。本市では、既に小学校1・2年生の35人学級編制を実施しているところであり、平成23年度は教職員や教室の増加分を確保できる見通しである。市としては、国の動向にかかわらず、小学校入学期に基礎的な生活習慣の確立や、基礎・基本の徹底による学力の定着を図っていくため、小学校1・2年生の少人数学級編制の実施を継続していく予定である。</p>
志澤	5	教育長	<p>小学校低学年の学級崩壊が問題となっているが、その解決の一つとして、幼稚園や保育所での集団生活の指導が大切であると考え、どのような指導が行われているのか伺う。</p>	<p>幼稚園では、小学校生活のスタートがスムーズに切れるよう、集団生活を通して、就学前の子どもたちに必要な規範意識や人と関わる力などを育てることに努めている。具体的には、集団での作品作りや遊びの実施、先生や友達の話聞く場面の設定、遠足や運動会の行事への参加などが挙げられる。教育委員会としては、就学前の子どもたちが、小学校での新しい生活や環境などに速やかに適応していくために、幼稚園・保育所と小学校が連携することは必要不可欠であると考えており、本年度の取り組みの重点の一つに、幼保・小・中一体教育を掲げ、就学前から義務教育修了までの子どもたちの学びや育ちを一体としてみていく教育を推進している。特に、幼稚園・保育所と小学校の連携については、今年度新たに検討委員会を設置し、幼稚園、保育所から小学校へのよりよい接続のあり方について検討しているところであり、教職員の意識の向上や指導の見直し・改善などに結びつけていきたいと考えている。</p>

木村	6	教育長	<p>学校施設における学校教育の目的以外の利活用の現状について伺う。</p> <p>学校では、学校教育に支障のない範囲において施設を開放している。主な利活用は、スポーツ関係団体に屋内運動場やグラウンドを開放する「スポーツ開放」や、社会教育団体に音楽室や多目的室などを開放する「社会教育開放」、空き教室を地域の方の会議等のために開放する「プラザ」がある。開放の実績については、「スポーツ開放」は、平成21年度末時点で市内全37校で実施し、平成20年度が、303団体、延べ12,571回、22万4,564人、平成21年度が、303団体、延べ12,161回、21万8,758人の利用があった。「社会教育開放」については、平成21年度末時点で7校（新玉、芦子、三の丸、大窪、下曾我、国府津の各小学校、酒匂中学校）で実施して、平成20年度は、22団体、延べ420回、12,395人、平成21年度は、24団体、延べ438回、12,642人の利用があった。「プラザ」については、平成21年度末時点で6校（足柄、桜井、曾我、前羽、酒匂、下府中小学校）で開設しており、平成20年度は、48団体、延べ634回、4,308人、平成21年度は、44団体、延べ686回、4,291人の利用があった。また、これら以外にも夏休み中のプール開放や放課後児童クラブ、健民祭などの地域の行事やテレビドラマのロケ等の利活用がある。</p>
----	---	-----	--

※ 一般質問（生涯学習部）

議員	No	答弁	質問要旨	答弁要旨
植田	1	市長	利用者からの図書館運営の改善提案等を日常的に受け入れる仕組みはあるのか。	本市図書館においては、館内に利用者の声カードを置き、意見や要望を把握して、対処・改善に活かし、サービスの向上に努めている。また、受付カウンターにおいて利用者からの問合せや改善の要望等に丁寧かつ迅速に対応しているほか、FAQ（よくある質問と回答システム）に寄せられる図書館への質問などを通じ、常時、運営上の指摘や要望等に応じている。
植田	2	市長	本市図書館の運営において、ソフト面の利便性向上のための取り組みにおいて、現状どのような課題があると認識しているか。	本市図書館においては、これまでも利用者の利便性を高めるため、小田原駅アークロード市民窓口及び国府津駅前窓口コーナーへの図書返却用ブックポストの設置や、重度障がい者への図書郵送貸出サービスの実施、県内公共図書館との相互貸借制度への参画、また市内各図書館施設のネットワーク化及び所蔵図書の検索・予約・貸出等のインターネットサービスの環境整備などを進め、ソフト面の課題解決に取り組んできた。このうち、ネットワーク化において、生涯学習センターけやきと国府津学習館図書室において、システム端末の配備は完了しているが、資料のデータ化が未整備のため、所蔵図書の検索や予約・貸出等がインターネットで行えない現状にあり、この課題に対し、現在、データ化への移行に向け準備を進めている。
植田	3	市長	再開発事業用地内に公共施設が設置される場合、図書館開設の可能性の比重はどのくらいと想定されるか。その場合どのような図書館であるべきと考えるか。	小田原駅東口お城通り地区再開発事業については、ご承知のとおり、現在のところ、同事業の基本構想として基本的な地区整備方針をお示しした段階にある。図書館を含む他の公共施設については、今後、この構想に基づく広域交流施設ゾーンの整備を検討する中で、施設の構成を定めていくことになる。再開発事業用地内への図書館開設においては、陳情が採択されたことも尊重しつつ、本市全体の図書施設における位置づけや、広域交流拠点という立地にふさわしい機能を考えていく必要があると認識している。
植田	4	市長	本市の図書館施設のあり方や運営について、今後どのように市民意見を把握し、方向性を見出していくのか。	本市の図書館施設においては、施設の老朽化やそれに伴う貴重資料等の保存環境の改善、図書館分館のあり方など、運営上取り組むべき課題が多い。そうした課題を整理し、方向性を見出していく上で、市民の皆さんにご協議いただくプロセスは大切であると考えている。そのため、まずは、図書館の運営に関し館長の諮問に応じる機関として設置されている図書館協議会に対し、本市図書施設のあり方を諮問したいと考えているのでご理解願いたい。

植田	5	市長	図書館の充実のために図書館職員が図書館運営に腰を据えて取り組めるような人事配置が必要かと思うがどうか。	図書館への職員配置においては、図書館司書有資格者や本人の希望に留意し、一般職として配置している。また、ご指摘のとおり、図書館の充実のためには、図書業務全般における高度な専門的能力を有し、それをもとに、情報化社会への対応や本市図書施設が有する課題の解決などにも対処しうる人材の確保が必要であると認識している。このため、今後、図書館などの専門性の高い部署への職員配置においては、豊富な経験から専門性が培われるような仕組みづくりに努めてまいりたいと考えている。
原田	6	市長	専門部会の委員ではない複数の専門家からも意見を伺うべきではないか。	植栽専門部会の委員としては、史跡小田原城跡調査・整備委員会から学識経験者として、城郭、都市工学、造園学の3名にご参加いただくとともに、植物や考古学、さらには実際に現場実績のある造園技術の専門家や樹木医にお入りいただきたく考えている。まずは、植栽専門部会でしっかりご議論いただき、その上で説明会やパブリックコメント等を実施し、幅広く専門家や市民のご意見をいただきたいと考えているので、ご理解いただきたい。
原田	7	市長	市民説明会では市民に分かりやすく説明するために、伐採や枝下しをする前にイメージを画像で示すなど、何らかの工夫が必要だと考えるが、その点についてどう考えているか伺いたい。	植栽専門部会では、今後の史跡整備における植栽のあり方について、計画の策定段階から協議し、史跡の整備計画に反映していくこと、また、短期実施計画に位置付けた樹木については、どこから行うのか協議のうえ、実施計画案をまとめていくこととしている。そうした計画案のとりまとめにあたっては、市民に分かりやすく説明できるようにイメージ図を作成するなど、できる限り工夫をしてみたい。
原田	8	市長	専門部会と市民の間でキャッチボールを行わせるべきではないか。	植栽専門部会が取りまとめた計画案については、市民説明会や現地見学会を開催するとともに、インターネット等でパブリックコメントを実施するなど、可能な限り市民に対して説明する機会や意見を聞く場を設け、合意形成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたい。
原田	9	市長	富士見小学校の校内に、空き教室など児童クラブの施設を確保できる見通しはあるのか。	本市における児童クラブの設置については、子どもたちの安全や安心して過ごせる環境に配慮し、校舎内に設置することを基本としており、各小学校においては余裕教室がない中で、協力をいただいている。富士見小学校の放課後児童クラブの移転については、校舎内への設置を基本に協議を重ね、現在、最終的な調整を行っているところである。

原田	10	市長	富士見小学校に隣接する元県有地の新しい所有者と交渉し、その土地の一面に、プレハブ等の施設を建てることも選択肢の一つと考えるが、そうしたことは検討しているのか。	富士見小学校区放課後児童クラブの移転については、学校隣接地を所有している民間事業者と、プレハブ等の施設を建てることも選択肢の一つとして話し合いを続けてきたが、現在は、校舎内設置に向けた最終調整を行っているところである。いずれにしても、同児童クラブの移転については、近いうちに、その方向をお示しできると考えているので、ご理解いただきたい。
大村	11	市長	植栽管理計画では、樹木の伐採や枝下しをすることが前面に出すぎているように感じるが、市長はこの計画についてどのように考えているのか。	植栽管理計画は、これまで適切な管理が行われてこなかった城址公園の樹木について、史跡としての景観の回復、遺構の保護、来訪者の安全確保、適切な維持管理を基本理念として植栽管理を行おうとするものである。城址公園全体が国指定史跡であり、文化財保護法で守られている場所であることから、どうしても文化財に比重のかかった計画となっていることは否めないが、樹木の伐採や枝下しをすることが、市民に対して大変強い印象を与えてしまったことは、計画の出し方や説明が十分でなかったと感じている。
大村	12	市長	植栽管理計画の策定後に、署名運動やTBSバラエティー番組で放映されたことに対して、どのように考えているのか。	植栽管理計画については、署名運動や、TBSテレビ放映では、300本もの樹木が伐採されることが、あたかも既成事実であるかのような取り上げ方をされ、視聴者に大きな誤解を招くものであった。そこで、こうしたことも含め、植栽管理についての誤った認識が伝わっていることに対し、市としての正確な情報発信をしっかりと行う必要があり、まず、タウンニュース紙上で説明させていただくとともに、テレビ局に対して抗議を行ったものである。
大村	13	市長	10月13日に文化庁に赴き意見交換を行ったと、市長の日記に書かれているが、どのような内容の意見交換を行ったのか伺いたい。	10月13日の文化庁の訪問では、植栽管理計画の進め方や、これから始まる御用米曲輪整備手法について、関心の高まっている史跡整備と樹木の共生について、小田原の状況を報告するとともに、文化庁の基本的な見解などについて意見交換をさせていただいた。文化庁からは、全国的に見てもこうした植栽管理計画を策定しているケースは少なく、注目に値する取り組みであり、史跡整備を進めながらも、適正な植栽管理を行うことは重要であり、市民の皆さんの考えを聞きながら進めることが大切であるというような内容のお話を伺った。私からは、今後市民の声を適切に反映していく中で、技術的な課題については文化庁にその都度相談に乗っていただくことをお願いしたものである。

大村	14	市長	植栽専門部会では、風致地区であることを認識した上で検討を行うのか伺いたい。	ご指摘のように、小田原城跡は神奈川県風致地区条例により第1種及び第4種風致地区に指定されている地域である。植栽専門部会における議論においても、風致地区となっている趣旨や規制についてご説明をした上で、その前提のもとに検討を行っていくことになる。
大村	15	市長	先のTBSテレビの放映で、小田原城のイメージダウンとなったと思うが、今後小田原城を訪れる観光客などに対してイメージアップの対策を何か検討しているのか。	先のTBSテレビの放映後には、市民をはじめ、県内外から150件を超える抗議を含めた問い合わせをいただいているほか、城址公園では、観光客からの質問も大変多いと聞いている。そこで、タウンニュース紙への掲載や広報誌等で正しい情報を伝えるとともに、城址公園の現場では、NPO法人小田原ガイド協会の皆さんにもご尽力を頂いているところである。少々時間はかかると思うが、今後植栽管理計画を適切に推進し、公園内の豊かな緑を快適に整えていくことで、イメージの回復を図っていきたい。
大村	16	市長	市からTBSテレビと制作会社あてに提出した抗議文に対し、回答文が送られてきたようであるが、今後のTBSに対する市の対応はどうか。	TBSの放映に対しては、「本市が小田原城址公園内の樹木300本を伐採するという印象を強く与えた」として、11月12日付けで抗議文を提出したが、それに対し11月29日に受理した回答文では、「市の指摘にはあたらない」との見解が示されている。TBSテレビへの対応については、現在検討しているところであるが、バラエティー・生活情報番組であることも踏まえ、慎重に対応していきたいと考えている。
大村	17	市長	整備基本構想の理念は何か確認したい。また、この理念を今後とも変えることなく史跡整備を推進していくのか伺う。	史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想については平成5年に策定され、「小田原城跡が貴重な国民的財産であり、かけがえのない郷土の文化遺産であるとの認識にたつて、永久に保存管理し後世に伝えること」、また「小田原城跡の遺構整備、保存とその活用を図りながら市民生活の中に役立て、さらに、歴史的観光価値の拡大を図る」という2点を基本理念としている。そのため、今後も整備基本構想の理念に基づいて、史跡整備を行っていく必要があると考えているが、策定当時から変化している事柄をきちんと把握し、整備する区域の順番や、植栽などの新たに検討すべき要素も加えていくことは大切であると考えている。

木村	18	市長	<p>市長並びに教育長は、これまでの本市の社会教育、文化・スポーツ行政に対して、どのような評価をされているのか。</p>	<p>これまで、社会教育や文化・スポーツ等の振興行政は、教育委員会を中心に、公民館などによる地域活動や各種文化・スポーツ団体との連携事業など、様々な施策を推進してきており、市民の力による多様な活動が展開されるとともに、地域活性化の役割を果たしてきたと評価している。また、市長部局においては、国際化や高齢化など大きく社会構造が変化する中で、市民活動や地域活動の支援、文化・芸術のまちづくりを進めてきており、こうした活動をさらに活発に展開していくことが、活力ある地域社会づくり、魅力ある小田原の創出に欠かせないものと考えている。</p>
木村	19	教育長	<p>市長並びに教育長は、これまでの本市の社会教育、文化・スポーツ行政に対してどのような評価をされておられるのか。</p>	<p>教育委員会では、多様な文化的活動や教育を通し、市民の学ぶ意欲を支える取り組みを展開してきた。特に、きらめき☆おだわら塾などの学習講座や公民館における各種活動では、多くの市民が参加する事業が展開されており、また、小田原城茶会や城下町おだわらツーデーマーチなどは小田原の魅力在全国に発信してきたと確信している。こうした様々な社会教育や文化・スポーツの施策は、仲間づくりや社会参画のきっかけづくりとして成果を挙げているとともに、地域や学校、市民サークルや各種団体との連携や協働によって支えられ、地域社会の形成や発展のために必要な市民力や地域力を育ててきたと考えている。</p>
木村	20	教育長	<p>25の市立小学校プールが限定的に地域開放されているが、管理責任はどこにあると考えているか。</p>	<p>小学校では、授業における使用、夏休み中の開放などのプールの運営全般に関して、プール管理運営規定及び細則を学校ごとに定め、学校長、関係教員、PTA役員、学校医等で構成されたプール運営委員会を組織して管理、運営を行っている。小学校プールの管理責任については、基本的には学校長であり、教育委員会が責任を負うものである。</p>

平成22年度西湘地区教育委員会連合会研修視察

- 1 日程 平成23年1月22日(土)

- 2 行程 大型バス1台
 - 7:25 小田原駅西口バスターミナル
小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 集合
 - 7:30 出発
 - 8:00 大井町役場
南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町 集合
 - 8:05 出発

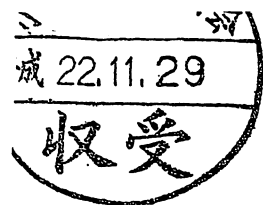
 - 10:30～12:30 秋津コミュニティ(見学・研修)
(千葉県習志野市秋津3-1-1 習志野市立秋津小学校内)

 - 12:30～14:30 昼食及び移動時間

 - 14:30～15:30 浜離宮恩賜庭園(見学)
(東京都中央区浜離宮庭園1-1)

 - 17:10頃 大井町役場
 - 17:40頃 小田原駅西口バスターミナル

※時間は予定時刻ですので、交通事情等により変更する場合があります。



資料 3

2010/11/29

小田原市教育委員会教育長 前田 輝男 様

歴史と文化のまち小田原を考える会代表 杉山 実
事務局 250-0013 小田原市南町 2-1-58

小田原城郭研究会事務局長 山口 隆
小田原の城と緑を考える会会長 田代 道彌
小田原の文化と教育を語会 岩越 豊雄
小田原山盛の会会長 大森 良一
西湘の緑を守る会理事長 松浦 正郎

小田原城址公園の植栽管理計画の推進を求める要望書

本年7月小田原市教育委員会から発表された『史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画』は、これまで無定見かつ放任的であった城址公園の乱雑な植栽状態に、ようやく史跡公園にふさわしい適切な管理体制と植栽計画を導入しようとする画期的な試みとして期待されます。また、これが文化庁においても高い評価を受けていると伝えられています。城址公園の植栽の現状が管理の限界をはるかに逸脱している状況にある現在、速やかに本計画を推進すべきものです。つきましては、次のことを要望致します。

要望事項

1. 報告書は城址景観の保全に早急な対処が必要とされる短期的な植栽整理計画と、専門の検討委員会による史跡整備にもとづく適切な公園植栽管理と再生計画と実施を、中長期的展望で対処していくことを表明していますが、現在考えられる最も適切な方策です。小田原市は後顧の憂いなき最良の城址景観を整備し、来訪者に馴染やすい、緑豊かな史跡公園を実現してください。
2. 天守や諸門の魅力が引立つような適切な歴史景観の確保とともに、既存樹木の活用にも留意した、国指定史跡にふさわしい品格のある植栽景観の実現を期待します。
3. 公園管理樹木のあり方を、専門家の視点に基づいて明示し、これを行政管理の基本とすると共に、この認識を市民が共有できるよう努力してください。

4. 行政の関連各部署が連帯して横断的に問題意識を共有し、史跡公園としての一体的かつ機動的な管理体制を確立してください。
5. 植栽管理方針の主体性と管理遂行権は行政の責務として必ず確保願います。
6. 城跡整備は長期的な取組みになることが予想されますが、『植栽管理計画』は植栽整理面での問題提起に比較して、新たな補植や公園整備による植栽修景面の姿が、必ずしも十分に提示されているようには見えません。計画の全体的な流れとその成果の見通しをより明確化すると共に、その過程での説明会や見学会を通じて、城と緑のより具体的な修景イメージを、市民、国民に提供することにご努力下さい。

植栽管理の必要性について—参考データと補足説明—

これまで、心ある市民は国指定史跡小田原城の植栽管理が事実上放任されてきたことを憂慮し、折にふれて改善を提言して来ました。明治・大正・昭和の各時代を通じて、城址の樹木は史跡景観の限界を超えて成長し、また過密に繁茂した樹木の間伐や計画的な植え替えなど、城跡を修景する植栽として必要な管理が殆どなされてきませんでした。その結果、落枝倒木の危険が年々増加し、また毎日訪れる観光客から、生い茂る樹木のためにろくに城が見えないという批判が相次ぐなど、今や城址内の樹木景観の荒廃は、すでに限界を超えています。

このような状況の中で本年7月、小田原市教育委員会から発表された『史跡小田原城本丸・二の丸植栽管理計画』は、小田原城の歴史的景観の回復について、遅ればせながらようやくその端緒を見出したものとして評価されます。

長期にわたる城跡整備とこれに伴う植栽管理計画は、成長を続ける樹木を対象とする以上、長期的な作業になるものと考えられますが、その推進は、行政の確固とした定見のもとに、早急に着手される必要があると考え、ここに数例の要点を摘記いたします。

記

◎ 城址公園内の植栽の現況

1. クロマツについて

最も古樹とされるものは本丸に1株遺存する旧七本松の最後のもので、その起源は北条時代と考えられています。現在の支柱防護のみでは万全ではなく、根本表土の乾燥防止策や周囲に風衝防護の植樹なども必要でしょう。次に植栽の年代の明らかなものは、三の丸小学校南側の土塁の松で、延宝5年(1677)稲葉正則が植えた記録があり、樹齢推定の基本木になるでしょう。

これらの古松とは別に現在本丸・二の丸・馬屋曲輪・御茶壺曲輪において天を覆うまでに成長している松樹群は、馬屋曲輪と銅門北側の古松2本を除き、明治以降昭和初年までの植栽で、その後整枝も剪定も行われてこなかった為に、公園・庭園樹植栽管理の限界を超えて著しく徒長し、本来のあるべき城内景観までも無造作に遮蔽するに到っています。本丸に登ってもまだ天守閣がよく見えないなどの苦情もこれが原因です。本来の樹木管理は、たとえば皇居前広場や諸庭園に見られるように、稚樹のうちから高さを抑え、幹枝振りの美観整形の方法による磯馴（そなれ）型に整枝、剪定を続けることが基本です。明治期以降の小田原の松樹群には園樹管理に必須の芯止・整枝の痕跡はなく、高さを競うままに野放図に群生してしまいました。その結果として、安全性と遺構への浸食、景観整備に配慮した公園管理の原則を考慮する場合は、やむなく伐採整理、あるいは稚樹への更新をはかる選択枝も必要と考えられます。

2. クスノキ・ミズキなどの自然発芽樹種について

小田原城のほぼ全域に優占するクスノキ・タブノキ・ミズキ・エノキなどのいわゆる広葉高木類は、その多くは城内の庭園樹として植えられたものではなく、このために目的外の雑木と総称されることもあります。その大半は明治以降、樹木管理が放棄された時代に、ヒヨドリ・ムクドリ・キジバトなどの野鳥の糞から発芽し、成長繁茂したものです。

一般的に放任状態の樹林の下草は整理がおろそかになりがちで、その中に鳥糞発芽の幼樹が多く含まれています。このまま放任生長するといつの間にか高木となり、その優勢な樹姿から時には樹齢数百年と見誤られることもあります。しかし公園や庭園の本来の姿を維持管理する都合上、これらが整理の対象にならざるを得ない場合があります。

最近の例では横浜「三溪園」において2年を要して樹木1600株以上を、また東京「椿山荘」でも600株以上を伐採整理しています。これは本来的な庭園管理の定見にもとづく施工です。城址公園の植栽を考える上で、参考にせざるを得ない現実でもあります。

◎ 城跡整備に係わる植栽景観について

3. 本丸『将軍家御殿』の地表面表示と天守の景観

小田原城本丸には500坪を超える将軍家御殿がありました。名古屋城にも小田原と同年、同規模で建設された本丸御殿あり、近年その復元計画が進められています。小田原においても礎石配置にもとづく御殿の間取りや庭園の表面表示などは実現が可能であり、鉄門や石垣の復元等に整合した美しい植栽整備が進めば、天守・本丸の景観も一段とグレードアップされ、格調高く小田原城の観光のポイントを飛躍させるものとして期待されます。

4. 『植栽管理計画』の成果の展望

これまでの『小田原城本丸・二の丸植栽管理計画』の説明は、ややもすると伐採や整枝計画に主眼がおかれたような印象が強く、植栽修景整備後の未来像の提供が必ずしも充分ではありませんでした。既存樹木の活用や新たな植栽を視野に入れた整備の未来像についても、その過程の要所において、積極的に提示していただくことが必要でしょう。



平成22年12月8日

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男殿

陳情書の取り下げについて

平成22年9月8日付で提出しました「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の白紙撤回を求める陳情書を下記の理由により取り下げをしたいので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

{取り下げ理由}

「同上」陳情書を「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の再考を求める陳情書に差し換えるため

小田原城址の緑を守る会

小田原市 久野3487-6	鈴木 志真夫	小田原市 扇町2-7-7	宍倉 正弘
柳新田79-10	阿部 正	栢山2807	杉本 久雄
十字4-1033	飯田 和	久野3487-6	鈴木 加代子
城山3-22-10	井上 園子	早川2-13-16	鈴木 英之
城内2-16	宇佐美 裕子	酒匂2-42-3	常盤 欣二
栄町1-11-2	大垣 博正	本町2-7-11	樋口 信雄
浜町3-1-12	大南 勝彦	寿町4-21-21	日比野 正博
早川3-6-3	小田 淳	板橋617-2	二見 彰彦
南町4-9-33	角田 幸子	城山3-14-14	益田 昌子
早川858	笠木 昭夫	城山4-1-11	松本 茂
板橋932	川添 猛	城山1-4-1 703	三浦 雅彦
南町3-1-52	小西 絢子	城山4-4-5	山際 丈治
本町4-2-48	小西 紀子	城山1-24-20	米山 峰夫 (夢枕 猿)



小田原城址の史跡と緑の共生を求める陳情書

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男殿

2010年 12月 9日

小田原城址の緑を守る会 代表 鈴木 志真夫
市内久野3487-6

小田原市教育委員会は本年5月末、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」を策定し、発表しました。

市の「植栽管理計画」は「城跡の歴史的景観と遺構の保全を図るための植栽管理の計画」であり、市民の憩いの場であり、且つ中心市街地に貴重な緑を供給、提供している都市公園の側面が脇におかれ、軽視されていると考えます。また、文化庁が平成17年に公表した「史跡の整備保存と活用」の指導基準にもそぐわないと思います。

市の「植栽管理計画」の「短期実施計画」では「8箇所ビューポイントを設定し、ここから天守閣や常盤木門の視界を遮っている樹木の伐採等については、史跡整備を待たずに早急に行う必要があるため短期実施計画として位置付け、概ね5年間の計画で樹木の整理を実施する」と述べ、この計画にともなって発表された植栽図の番号NO1～NO58の箇所内、30箇所でマツ90本 クスノキ109本 スギ7本 エノキ6本 シラカシ4本 ムクノキ3本 スダジイ2本 タブノキ イチョウ サワラ各1本 その他30本 合計254本以上が天守閣等の視界を遮っているとの理由で「伐採並びに相当の枝下し」になると述べられています。

- NO14天守閣西側法面の4本、NO15二宮神社北側法面の14本は「伐採並びに相当の枝下し」をすると「植栽管理計画」は述べていますが、今年3月すべて根元から「伐採」されています。又、NO43北村透谷石碑周辺のマツ等4本も「伐採並びに相当の枝下し」と記されていますが、これも4本すべて市民の抗議をよそに「伐採」されました。

小田原城址は、神奈川県風致地区条例により第一種風致地区に指定されており、伐採許可は、倒木の恐れ、史跡の整備等の場合に限られており、天守閣の視界を遮っているという理由だけでは伐採は許可されないはずですが、NO14 NO15は許可申請などの「所要の手続き」もせず「伐採」しており、これは公金の不当支出、監査請求の対象になりうると考えられます。

NO35 NO42 NO45 NO46のマツ36本 タイサンボク1本 ヤマモモ1本は「将来史跡整備を行う際には整理の対象とする」と述べ、いずれは「伐採」する予定です。

NO16 NO17 NO18 NO19 NO32 NO33 NO34 NO36 NO41 NO44 NO50 NO51 NO56の箇所は「整枝を定期的に行い、現在の高さを維持する」としていますが、すべて「当面は」との言葉がついており、将来「伐採」する余地を残しています。

保護・保存する樹木は江戸末期に存在が確認されたとするマツ、イヌマキ、ビャクシン等6本に過ぎません

このように市の「植栽管理計画」は「伐採管理計画」と呼ぶべき内容です。

「植栽管理計画」にたいする市民からの批判が予想以上に厳しくなると、市は「今後、専門家等で構成する植栽に係る委員会を設置し、一本一本の樹木について具体的な検証・検討しながら、順次、計画を策定することにしていきます」

「対象となっている約260本の樹木を、すべて伐採するものではありません。ほとんどの樹木は「枝下し」になると想定しています」と9月の市民説明会の説明資料で述べ、12月の市の広報誌では「史跡と緑の共生を目指します」「植栽専門部会を設置し」「市民説明会や現地見学会を開催し、市民の意見や提案を集約して、可能な限り反映させます」と述べています。

私たちは、市が新しく打ち出した「史跡と緑の共生を目指す」「市民の意見や提案を可能な限り反映させます」という運用指針を評価し、「植栽管理計画」の白紙撤回を求める陳情書を小田原城址の史跡と緑の共生を求める陳情書にさしかえ、「計画」の白紙撤回をもとめる署名活動も一時中断することにして、以下の項目の実行を求めます。

陳情項目

- 1 「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」運用指針に示された「史跡と緑の共生を目指す」という「理念」を担保する小田原市長と、同教育長による確認文書を作成、公表すること
- 2 史跡整備や植栽、伐採にあたっては、市民に計画の全容を示し、市民の賛同を得ること

以上

第12回城下町おだわらツデーマーチ開催結果について

- 1 開催日 平成22年11月19日(金)・20日(土)・21日(日)
- 2 主会場 小田原城址公園銅門広場(スタート・ゴール)
湯河原中学校第2運動場(スタート) 箱根苑地(スタート)
- 3 コース
11月19日(金) せっかくコース～白秋童謡コース～ 10km
11月20日(土) 尊徳・西部丘陵コース 30km 早川・片浦コース 20km
小田原城総構コース 10km 文学・遺跡コース 6km
湯河原・真鶴コース 20km
11月21日(日) 国府津・曾我山コース 30km 曾我梅林コース 20km
飯泉観音コース 10km ファミリーコース 6km
箱根コース 20km

4 参加申込者数(登録者数)

申込時期別	事前申込		5,200人(昨年5,676人)					
	当日申込	11月20日	811人(昨年733人)					
		11月21日	565人(昨年262人)					
	合計			6,576人(昨年6,671人)				
男女別	男性		3,437人(昨年3,558人)					
	女性		3,138人(昨年3,108人)					
	不明		1人(昨年5人)					
	合計			6,576人(昨年6,671人)				
一般・中学生以下別	一般		5,415人(昨年5,492人)					
	中学生以下		1,161人(昨年1,179人)					
	合計			6,576人(昨年6,671人)				
住所地別	国内	小田原市内		2,723人(昨年2,739人)				
		小田原市外	県内	2,898人(昨年2,760人)				
			県外	945人(昨年1,163人)				
		不明		5人(昨年9人)				
	国外		5人(昨年0人)					
	合計			6,576人(昨年6,671人)				
都道府県・国別	北海道	4人	青森県	6人	岩手県	4人	宮城県	5人
	秋田県	3人	山形県	0人	福島県	9人	茨城県	27人
	栃木県	9人	群馬県	24人	埼玉県	156人	千葉県	117人
	東京都	405人	神奈川県	5,621人	新潟県	24人	富山県	0人
	石川県	4人	福井県	0人	山梨県	8人	長野県	3人
	岐阜県	0人	静岡県	82人	愛知県	8人	三重県	2人
	滋賀県	0人	京都府	7人	大阪府	18人	兵庫県	5人
	奈良県	1人	和歌山県	0人	鳥取県	0人	島根県	0人
	岡山県	1人	広島県	4人	山口県	2人	徳島県	0人
	香川県	0人	愛媛県	0人	高知県	0人	福岡県	7人
	佐賀県	0人	長崎県	0人	熊本県	0人	大分県	0人
	宮崎県	0人	鹿児島県	0人	沖縄県	0人	台湾	2人
	ドイツ	2人	ノルウェー	1人	不明	5人	合計	6,576人

5 参加者数(延べ人数)

コース	11月19日(金)	11月20日(土)	11月21日(日)	合計
せっかくコース	46人			46人
小田原コース		5,476人	4,912人	10,388人
湯河原・真鶴コース		560人		560人
箱根コース			766人	766人
合計	46人	6,036人	5,678人	11,760人

議案第 22 号

小田原市市民学習フロア条例施行規則を廃止する規則

小田原市市民学習フロア条例施行規則を廃止する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 15 号の規定に基づき、議決を求めらる。

平成 22 年 12 月 16 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市市民学習フロア条例施行規則を廃止する規則

小田原市市民学習フロア条例施行規則（平成17年教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

[廃止理由]

小田原市市民学習フロアが廃止されることに伴い、廃止する。

[廃止年月日]

平成23年 2 月 1 日

議案第 23 号

平成 22 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

平成 22 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、議決を求める。

平成 22 年 12 月 16 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成22年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

1 平成22年度全国学力・学習状況調査の調査方法の変更と本市の参加状況

昨年度の政権交代に端を発し、平成22年度の調査方法は、全国の小・中学校がすべて参加する悉皆調査から、全国約30%に当たる小・中学校の抽出調査と希望利用方式の併用に変更された。

そのような状況の中、本市では、平成22年度調査に、抽出調査への協力と、抽出されなかった学校もすべて希望利用することにより、全校で参加した。

平成22年度調査が、平成21年度までの悉皆調査での参加と異なることから、その結果の公表をどうするかについての検討を行う必要がある。

2 平成22年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（文部科学省通知抜粋）

次に、本年度調査の実施要領のうち調査結果の取扱いに関連した記載を引用する。

8. 調査結果の取扱い

(4) 抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の取扱いについての配慮事項

抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等の取扱いについての配慮事項は、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないように、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

ウ 抽出調査の対象となった学校に在籍する児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果の提供を受けた教育委員会又は学校が、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげる趣旨で、調査結果を独自に集計する場合、集計結果の公表又は情報公開請求における開示については、本調査により測定できるのは学力の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえるとともに、以下の点に十分配慮する。

(ア) 教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有すること

(イ) 情報公開条例等との関係

<p>(ウ) 序列化や過度の競争につながらないようにすること</p> <p>(エ) 各児童生徒の個人情報保護との関係</p>
<p>(6) 希望利用による調査の結果の取扱い</p> <p>希望利用による調査の結果の示し方、公表、提供、取扱いの配慮事項、活用については、学校の設置者において判断することとする。</p> <p>特に、(4)ウに記載の点については、希望利用による調査においても十分配慮すること。</p>

3 これまでの小田原市教育委員会の結果の公表の取扱い

平成20年度実施の調査結果については、「文部科学省が示す全国学力・学習状況調査に関する実施要領の目的や調査結果の取扱いを踏まえ、序列化や過度な競争につながらないように、数値化される部分の公表（市の平均、学校ごとの平均等）は一切行わない。」としていた。

しかし、平成21年度実施の調査結果については、市民による情報公開請求を受けた平成21年6月30日付の小田原市情報公開審査会の答申等を踏まえ、平成21年7月の教育委員会定例会においては、「調査結果の分析を踏まえた改善策等を合わせ、平均正答率等の数値も含めて、市全体の結果のみを公表する。また、序列化や過度な競争につながる恐れがあるので、学校ごとの結果の公表は引き続き行わない。」とした。

4 本年度調査と昨年度までの調査の調査方法の相違点

2つの調査の相違点

	平成21年度までの調査	平成22年度調査
採点者	すべて文部科学省から委託された業者が実施	抽出校…文部科学省から委託された業者が実施 希望利用校…各学校の教師が実施
採点者が同一でない		
採点基準	国立教育政策研究所発行の解説に記載された基準	抽出調査…国立教育政策研究所発行の解説に記載された基準 希望利用校…国立教育政策研究所発行の解説に記載された基準
採点基準は同一だが、採点者が違うため、特に記述式の解答ではズレが生じる可能性あり		
結果の処理 (平均正答率等)	すべて文部科学省から委託された業者が実施	抽出校…文部科学省から委託された業者が実施 希望利用校…各学校の教員と教育委員会職員が実施
平成22年度は、抽出校と希望利用校では集計者が異なる		

5 考えられる結果の公表の取扱い（案）

以上の相違点を踏まえて今年度の結果の公表について検討すると、次のような選択肢が考えられる。

A案 昨年度の結果と同様、市全体の結果を示すことと考へ、抽出校の結果と希望利用校の結果を併記して公表する。

B案 採点基準があいまいな希望利用校の結果については公表せず、抽出校の結果のみを公表する。

C案 抽出校の結果を市全体の結果とするのは無理があるので公表そのものを控える。

なお、A案・B案で公表する場合においても、序列化や過度な競争につながる恐れがあるので、平均正答率等の数値を含めた学校ごとの結果の公表は引き続き行わないこととする。

議案第24号

平成23年度全国学力・学習状況調査への参加について

平成23年度全国学力・学習状況調査への参加について、議決を求める。

平成22年12月16日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成23年度全国学力・学習状況調査への参加について

1 平成23年度全国学力・学習状況調査について

平成22年10月15日、文部科学省初等中等教育局学力調査室から発出された「平成23年度全国学力・学習状況調査の予算見積りに関連した事業量調査について（照会）」によれば、平成23年度全国学力・学習状況調査については、平成23年4月19日（火）に平成22年度全国学力・学習状況調査と同様の教科・調査方式（抽出調査及び希望利用方式）で実施できるよう、調査の実施経費を計上し概算要求を行っているとのことである。

そこで、昨年度と同様、次年度の抽出調査への協力、並びに、希望利用方式に参加するかどうかという本市の姿勢を決定するための検討を行う必要がある。

2 平成22年度の本市の参加状況から分かる抽出調査と希望利用方式のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
抽出調査に協力する	抽出校の結果をまとめることで、一部ではあるが本市の傾向を全国と比較する形で把握することができる。 また、抽出校は自校の学力・学習状況を把握し、指導の工夫・改善等に活用することができる。	半日日程の調査となり、予定外の時数（授業のための時間）を消化することになる。
抽出調査に協力しない	半日日程の時数（授業のための時間）を他に使える。	全国と比較する形で、本市の小中学生の学力・学習状況を把握することができない。
希望利用方式に参加する	各学校が、自校の学力・学習状況を把握することにより、指導の工夫・改善等に活用することができる。	半日日程の調査となり、時数を消化することになる。また、抽出校以外の学校は、今年度同様に、各校の教員や教育委員会職員による採点等の作業を行うことになる。
希望利用方式に参加しない	半日日程の調査や採点等にあてる時間を他に使うことができる。	全国と比較する形で、各校が自校の学力・学習状況を把握することができない。

3 考えられる本市の参加体制（案）

以上の点を踏まえて、次年度の調査への協力、並びに、希望利用方式に参加するかどうかという本市の姿勢を検討すると、次のような選択肢が考えられる。

- A案** 今年度の対応と同様、抽出調査への協力と抽出校以外のすべての学校の希望利用方式への参加を行う。
- B案** 抽出調査への協力は行うが、抽出校以外のすべての学校の希望利用方式への参加は行わない。ただし、学校の独自判断による希望利用が可能な場合にはこれを認める。
- C案** 抽出調査への協力も、抽出校以外のすべての学校の希望利用方式への参加も行わない。ただし、学校の独自判断による希望利用が可能な場合にはこれを認める。

平成23年度 学校教育の基本方針及び目的と目標

基本方針

小田原市教育委員会は、小田原市教育都市宣言及び新しい学習指導要領の趣旨や目的を踏まえ、子どもの夢と希望と知恵をはぐくむ教育を推進します。

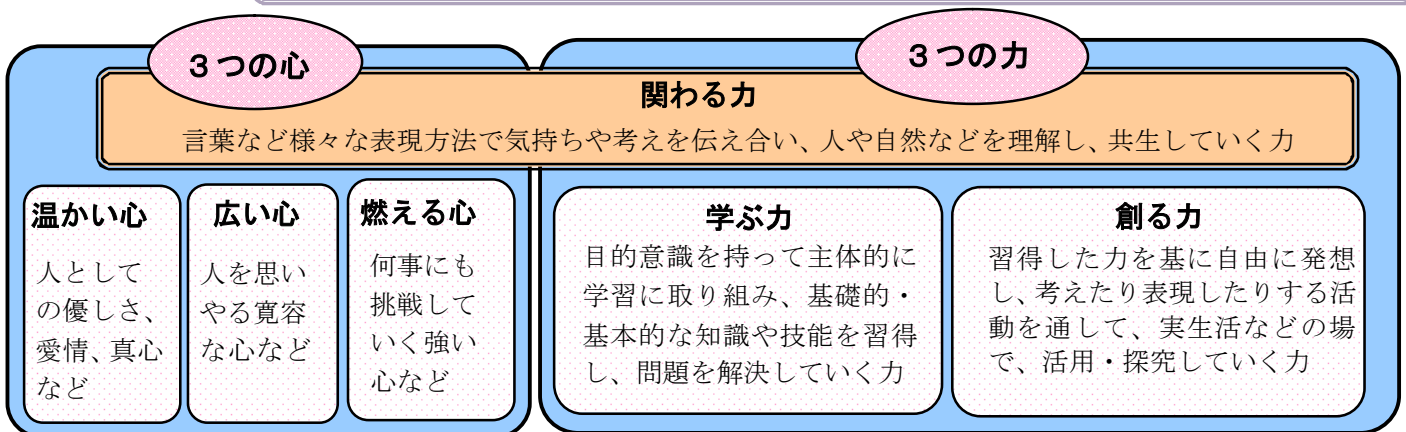
そのために、「**3つの心と3つの力**」を視点として、子どもの豊かな心の育ちを願い、生涯学習の基礎・基本を培い、**未来を拓き、たくましく生き抜く力**を育てていきます。

そして、子ども、保護者、地域の方々、教職員のそれぞれの願いの実現をめざし、共に理解し育ち合い、**学校、家庭、地域が支え合って**、明日が待ち遠しくなるような**魅力ある学校づくり**を展開していきます。



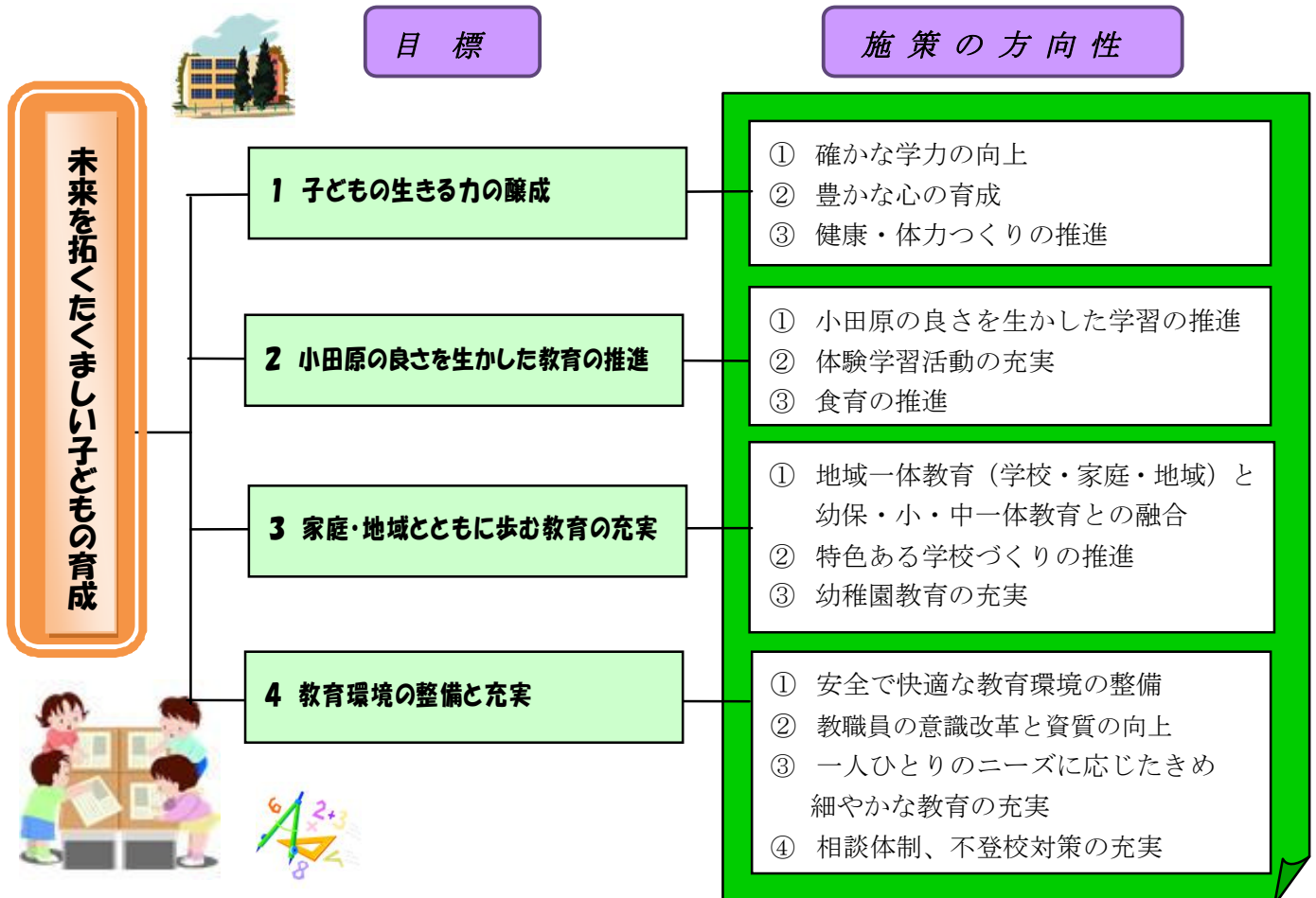
目的

未来を拓くたくましい子ども【3つの心と3つの力を持った子ども】の育成



目標

施策の方向性



平成23年度

学校教育に関する取り組みの重点

豊かな心、確かな学力、健康や体力などの「生き抜く力」をはぐくむことが、子どもの幸せにつながると考えます。
そのために、「明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校」「保護者・地域の方々・教職員の三者が学び合える学校」をめざします。

地域一体教育と幼保・小・中一体教育の推進

子ども一人ひとりの幸せと成長を願い、学校・家庭・地域が一体となった地域一体教育と幼稚園・保育所・小学校・中学校が一体となった幼保・小・中一体教育の融合を図り、『未来へつながる学校づくり』を推進していきます。

- ★ 各校に配置された、学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターと連携して、教育活動全般にわたって、さらなる**スクールボランティア**の活動の充実を図るなどしていきます。
- ・ 就学前教育から義務教育終了までの11年間を見通して、それぞれの教育目標をふまえた、関連性・連続性のある教育活動を展開していきます。
- ・ 子どもの個性を尊重しながら能力を伸ばし、社会の一員として生きる基盤を育てるために、教職員が指導力を高め、教職への情熱を持って、魅力ある学校づくりに取り組みます。

徳

豊かな心の育成

教育活動全体を通して、「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」、「生命や人権を尊重する心」、「感動する心」など豊かな心をはぐくむ教育をめざします。

- ★ 子どもの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「**おだわらっ子の約束**」を実行していきます。
- ・ 子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、読書活動を推進します。

知

確かな学力の向上

「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」などを含む確かな学力の向上をめざします。

- ★ 「わかる授業」を充実させるために、積極的な**授業公開**・校内研究や多面的な**授業評価**等を行っていきます。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、さらなる指導方法の工夫・改善取り組みます。

体

健康や体力づくり・食育の推進

生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、体力の向上を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「食」とかかわり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

不登校やいじめへの取り組み

- ★ 学校・家庭・地域や幼稚園・保育園・小学校・中学校の教職員が一体となって、魅力ある学校づくりを推進することにより、**不登校**やいじめなどの解消をめざした取り組みをより一層強化していきます。

支援教育の充実

自らの力で解決することが困難な課題(教育的ニーズ)を抱え、教育上配慮を要する子ども一人ひとりへの適切かつきめ細やかな指導の充実をめざします。

- ★ **保護者との連携**を図っていくとともに、交流及び共同学習を推進していきます。

コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いをしっかりと受けとめ、自分の考えや思いを積極的に表現するなどして、より良い人間関係をつくることのできる子どもの育成をめざします。

郷土を愛し、大切に学習の充実

郷土の偉人、自然、歴史・文化などを学ぶことを通して、郷土を愛し、大切に学習の充実を持つとともに、小田原に誇りを持つ子どもの育成をめざします。

子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。

* 各学校は、上記の重点のうち、★の取り組み(特に**ゴシック文字**で示すもの)を、**学校評価の共通評価項目**として設定します。